

## 年金あれこれ

### 65歳の国民年金・60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生するかたへ事前に「裁定請求書」が送付されます！

年金請求時の相談業務の平準化及び裁定事務の迅速化を図るため、次に該当するかたを対象に、日本年金機構から受給権が発生する65歳・60歳に到達する3か月前に「裁定請求書」が送付されます。

また、受給資格が確認できないかたには、60歳に到達する3か月前に「年金に関するお知らせ（ハガキ）」が送付されます。

- 老齢基礎年金の受給資格を満たしており、65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生するかた。
- 老齢基礎年金の受給資格を満たしており、60歳に特別支給の厚生年金の受給権が発生するかた。
- 65歳到達者で、老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生しているかた。
- 60歳から64歳の間に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、年金の請求がされていないかた。
- 日本年金機構で管理している記録では、老齢基礎年金の受給資格が確認できないかた。

※注意 65歳で老齢基礎年金を受給されるかたは、誕生日以降に裁定請求書をお客さま窓口係までご持参ください。

**保険料を忘れずに・・・納めて安心国民年金**

## これからの家庭教育

～読書で生き生き～

たくさん読もう！楽しく読もう！読書と子どもの発達・成長



#### ○読書は、子どもの言葉、感性、表現力、想像力を啓発します。

子どもは本から様々な影響を受けます。本と触れ合うことによって、子どもは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにします。

#### ○読書は、人生をより深く生きる力を身に付けます。

はじめは、物語の主人公と自分とを重ねて読書していた子どもも、しだいに主人公と自分を分けて物語を客観的に読めるようになります。このような経験を得て、子どもは抽象的に物を考える力や感動する力など、人としてよりよく生きるための様々な力を身に付けます。

#### ○伝統的な文化遺産の継承

子どもが昔から読み継がれ、語り継がれてきた物語に親しむことは、伝統的な文化遺産を継承していきます。

#### ○子どもが読む本は

子どもに色々な本と出会わせることは大切なことですが、できる限り子ども自身に本を選ばせるようにすることが大切です。特に子どもが読書週間を身に付けるまでは、子どもの興味や関心を尊重することが大切です。また、ご家族の皆さんが子どもと一緒に読書をすることで、子どもと話し合うきっかけが生まれます。ご家族での読書の時間を作ってみませんか？

文部科学省「子どもの読書活動について」抜粋

－和寒町青少年育成町民会議－